

資治通鑑 第203卷

【唐紀十九】 起玄默敦牂，盡柔兆闡茂，凡五年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第11卷 349p

高宗天皇大聖大弘孝皇帝下永淳元年（壬午，682年）

■春，二月，萬泉宮を藍田（漢の京兆の研、北魏は藍田郡、隋は県）に作る。

■癸未（19-0+1=20日），改元し，天下に赦す。（皇孫の重照の出生を以て改元）

■**【皇太孫の開府中止】**戊午（54-0+1=?、戊子なら24-0+1=25日），皇孫の**重照**を立てて**皇太孫**と為す。上は開府し僚屬を置か令めんと欲し，吏部（天下の文吏の斑秩階品を掌る）郎中の**王方慶**に問い，對えて曰く、「晉（惠帝は太孫威を立て）及び齊（武帝は太孫昭業を立て）は皆嘗て**太孫**を立て，其の太子の官屬は即ち**太孫**の官屬為り，未だ太子が東宮に在り而して更に**太孫**を立てる者を聞かざる也。」

上は曰く、

「我より古を作すは，可なる乎？」

對えて曰く、

「三王は禮を相い襲わず，何為れぞ不可ならん！」

乃ち師傅等の官を置かんと奏す。既に而して上は其の非法なるを疑い，竟に補授せず。**方慶**は，**褒**（梁王、江陵の陥落で関に入り、咸陽の人となる、褒に作るべし）之曾孫也，名は**綝**，字を以て行ふ。（11-350p）

■**突厥**西突厥の**阿史那車簿**は十姓を帥いて反す。

■夏，四月，甲子（60-59+1=2日、元嘉曆曆ずれ）朔，日之を食する有り。

■**【関中飢饉、皇帝は東都に逃亡】**上は關中の饑饉，米は斗ごとに三百なるを以て，將に東都に幸せんとす。丙寅（2+60-59+1=4日），京師を發し，太子を留めて監國せしめ，**劉仁軌**、**裴炎**、**薛元超**をして之を輔け使む。時に出でて幸すこと倉猝にして，扈從之士は中道に餓死する者有り。上は道路の草竊（草賊）多きを慮り，監察御史の**魏元忠**をして車駕の前後を檢校せ使む。**元忠**は詔を受け，即ち赤縣（西京、長安・萬年を以て赤縣と為す）の獄を閱視し，盜一人を得，神采語言は衆に異なり，命じて桎梏を釋き，冠帶を襲けしめ，驛に乗りて以て從え，之と食宿を共にし，托するに盜を詰るを以てし，其の人は笑いて許諾す。東都に及ぶ比おい，士馬は萬を數え，一錢も亡わず。

【裴行儉は薨ず】

■**突厥****【裴行儉は突厥討伐直前に薨ず】**辛未（7+60-59+1=9日），禮部尚書の聞喜の憲公の**裴行儉**を以て金牙（西突厥の金牙山）道行軍大總管と為し，右金吾將軍の**閻懷旦**等三總管を帥いて分道して西突厥を討たしむ。師は未だ行かざるに，**行儉**は薨ず。

■**【裴行儉の人材登用の目】****行儉**は人を知る之鑿有り，初め吏部侍郎た為り，前の進士の**王劇**、咸陽尉の**欒城**の**蘇味道**は皆な未だ名を知られず。**行儉**は一見し，之に謂って曰く、

「二君は後に當に相い次いで銓衡を掌（常×）るべし，僕は弱息（弱子なり、幼少の子）有り，願わくは以て托するを為さん。」

是の時**劇**の弟の**勃**は華陰の**楊炯**、**范陽**（漢の涿県の地。魏の文帝改めて范陽郡と為す。隋に至りて郡を廢し復た涿郡と為し、幽州に属す。唐の武徳七年に改めて范陽県と為す。京兆涿県、現・保定市涿州市）の**盧照鄰**、**義烏**（漢の烏傷県の地。後漢は烏傷を

分けて長山県を置く。晋は長山を東陽郡の治所と為し、烏傷は別に県と為す。武徳七年に烏傷を改めて義烏県と為す。婺州に属す。浙江省金華道義烏県、現・金華市義烏市)の**駱賓王**と皆な文章を以て盛名有り、司列少常伯の**李敬玄**は尤も之を重んじ、以為えらく必ず顯達せんと。**行儉**は曰く、

「士之遠きを致す者は、當に器識を先にし而して才藝を後にすべし。**勃**等は文華有りとも雖も、而も浮躁淺露なり、豈に爵祿を享ける之器ならん邪！**楊子**は稍沈靜なり、應に令長に至るべし。餘は終りを令くするを得れば幸いなり矣。」

既に而して**勃**は海を渡りて水に墮ち、**炯**は盈川(黔州の彭水県は漢の西陽県の地。武徳二年に彭水を分けて、巴江の西に於いて盈隆県を置く。先天元年に太子の名を避け、改めて盈川と曰う。此れに非ざるなり。衢州龍丘県、武後の如意元年に分けて盈川県を置く。県の西に刑溪有り。陳の時に土人留異は刑の字を惡み、改めて盈川と曰う。因りて県の名と為す。現・四川省重慶市彭水県)の令に終り、**照鄰**は惡疾愈えず、水に赴きて死し、**賓王**は反して誅せられ、**劇**、**味道**は皆な選を典り、**行儉**の言の如し。**行儉**は將帥と為り、引く所の偏裨は**程務挺**、**張虔勛**、**王方翼**、**劉敬同**、**李多祚**、**黑齒常之**の如き、後多く名將と為る。

■ **[鷹揚な行儉]** **行儉**は嘗て左右に命じて犀角、麝香を取らしめ而して之を失う。又た敕して馬及び鞍を賜い、令史(東都)は輒ち馳驟し、馬は倒れ、鞍は破れる。二人は皆な逃げ去り、**行儉**は人をして召還せしめ、謂って曰く、

「爾曹は皆な誤れる耳、何ぞ相い輕んじる之甚だしき邪！」(罪責を懼れて逸るるは、是常人を以て待たるるなり。相輕んじるの甚だしきなり)

之を待つこと故の如し。**阿史那都支**を破り、(11-351p) **馬腦**の盤の、廣さ二尺餘を得、以て將士に示し、軍吏の**王休烈**は盤を捧げ階を升り、**跌**き而して之を碎き、惶恐し、叩頭して流血す。**行儉**は笑いて曰く、「爾は**故**に為すに非ず、何ぞ是に至らん！」

復た追惜之色有らず。詔して**都支**等の資産金器三千餘物を賜い、雜畜は是に稱い、並びに親故及び偏裨に分給し、數日而して盡く。

■ **[突厥]** **[王方翼は阿史那車薄を破る]** **阿史那車薄**(阿史那都史を破ること前卷調露元年にあり)は弓月城を圍み、安西都護の**王方翼**は軍を引いて之を救い、虜衆を伊麗水(弓月城より思渾川・蟄失密城を過ぎ、伊麗河を渡り、碎葉の界に至る)に破り、斬首は千餘級。俄に而して三姓の**咽面**は**車薄**と兵を合わせて**方翼**を拒ぎ、**方翼**は與に熱海に戦い、流矢は**方翼**の臂を貫き、**方翼**は佩刀を以て之を截り、左右は知らず。將いる所の胡兵は**方翼**を執りて以て**車薄**に應じんと謀り、**方翼**は之を知り、悉く召して會議し、**陽**りて軍資を出して之を賜い、次を以て引き出して之を斬り、會々大風ふき、**方翼**は金鼓を振り以て其の聲を亂し、誅すること七十餘人、其の徒は之を覺るもの莫し。既に而して裨將を分遣して**車薄**、**咽面**を襲わしめ、大いに之を破り、其の酋長三百人を擒とし、西突厥は遂に平らぐ。**閻懷旦**等は竟に行かず。**方翼**は尋いで夏州都督に遷り、征して入りて、邊事を議せしむ。上は**方翼**の衣に血漬有るを見、之を問い、**方翼**は具に熱海(碎葉城の東に、熱海有り、地寒けれども凍らず。伊西庫爾湖、現・キルギスのイシククル湖)の苦戦之狀を對え、上は瘡を視て歎息す。竟に**廢后**の近屬(方翼の従祖女弟)なるを以て、用いられるを得ず而して(夏州に)歸る。

■ 乙酉(21+60-59+1=23日)、車駕は東都に至る。

■ **[高宗の人材登用]** 丁亥(23+60-59+1=25日)、黃門侍郎の**穎川**(隋は長社を改めて穎川県と為し、武徳四年に復た長社と曰い、許州に属す。河南省開封道許昌県、現・許昌市禹州市穎川)の**郭待舉**、兵部侍郎の**岑長倩**、秘書員外少監、

檢校中書侍郎の鼓城の**郭正一**、吏部侍郎の鼓城（漢の臨平・下曲陽両県の地、鉅鹿郡に属す。隋は藁城を分け、下曲陽の故城の東五里に昔陽県を置く。尋ぎて鼓城と改む。時に定州に属す。直隸省保定道晋県、現・石家莊市晋州市鼓城村）の**魏玄同**を以て並せて中書門下と同じく承受（受け入れる）進止（挙動・進退・支配）し事を平章（公平に明らかにする事）せしむ。上は**待舉**等を用いんと欲し、**崔知温**に謂って曰く、

「**待舉**等は資任は尚ほ淺し、且く政事を預り聞か令めん、未だ卿等と名を同じくす可からず。」
是より外司の四品已下にして政事に知たる者は、始めて平章事を以て名と為す。**長情**は、**文本**（太宗を輔く）之兄の子也。

■ **銓選之弊の上言** 是より先、**玄同**は吏部侍郎と為り、銓選之弊を上言して、以為く、

「人君之體は、當に委任し而して成功を責むべし、委ねる所の者當たれば、則ち用いる所の者自ら精なり矣。故に周の**穆王**（書經冏命にあり）は**伯冏**に命じて太僕正と為して、曰く、『慎みて乃の僚を簡べ。』是れ群司をして各々自ら其の小なる者を求め使め、而して天子は其の大なる者を命じる也。乃ち**漢氏**に至り（後漢紀にあり）、人を得るに皆な州縣より補署し、五府辟召し、然る後に天朝に升る、魏、晋より以來、始めて専ら選部に委ねる。（11-352p）夫れ天下之大にして、士人之衆きを以て、而して之を數人之手に委ね、刀筆を用いて以て才を量り、簿書を按じ而して行いを察すれば、借使平らかなること權衡の如く、明かなること水鏡の如く、猶ほ力は極まる所有り、照は窮まる所有り、況んや委ねる所人に非ず而して愚闇阿私之弊有るを乎！願わくは略ぼ周、漢之規に依り以て魏、晋之失を救わん。」

疏は奏され、納れず。

■ **関中・東都の災害続発** 五月、丙午（42-29+1=1 4日）、東都は霖雨す。乙卯（51-29+1=2 3日）、洛水は溢れ、民居千餘家を溺れさす。關中は先に水あり、後に旱、蝗あり、繼いで疾疫を以てす、米は斗ごとに四百、兩京の間に死者は路に相い枕し、人は相い食む。

■ **奉天宮の建設** 上は既に泰山に封じ、遍く五嶽に封ぜんと欲し、秋、七月、奉天宮（洛州嵩陽県にあり）を嵩山の南に作る。監察御史の裡行（資序未だ至らず、未だ正しく監察御史に除せらるざるなり）の**李善感**は諫めて曰く、

「陛下は泰山に封じ、太平を告げ、群瑞を致し、三皇、五帝と隆を比す矣。數年已來、菽粟（豆と穀類）は稔らず、餓殍相い望み、四夷は交々侵し、兵車は歲々に駕す。陛下は宜しく恭默して道を思い以て災譴を讓うべし、乃ち更に廣く宮室を營み、勞役は休まず、天下は望みを失わざるは莫し。臣は忝くも國家の耳目に備わる、竊に此を以て憂いと為す！」

上は納れざると雖も、亦た之を優容す。**褚遂良**、**韓瑗**之死するより、中外は言を以て諱と為し、敢えて意に逆い直諫する無し、幾んど二十年。**善感**が始めて諫めるに及び、天下は皆な喜び、之を「鳳は朝陽に鳴く」（詩卷阿に曰く、鳳皇鳴く、彼の高岡に梧桐生ず、彼の朝陽にと。注に云わく、梧桐は柔木なり、山東を朝陽と曰う。梧桐は山岡に生ぜず、太平にして後、朝陽に生ずと）と謂う。

■ **縁江の異竹** 上は宦者を遣わし縁江より異竹を徙し、苑中に植えんと欲す。宦者は舟を科し竹を載せ、所在縦暴なり。荊州を過ぎる、荊州の長史の**蘇良嗣**は之を囚え、上疏して切諫し、以為く、

「遠方の異物を致し、道路を煩擾するは、恐らくは聖人人を愛する之意に非ざらん。又た、小人は竊に威福を弄し、皇明を虧損す。」

上は天后に謂って曰く、

「吾が約束は嚴ならず、果たして**良嗣**の怪しむ所と為る。」

手詔して**良嗣**を慰諭し、竹を江中に棄て令む。**良嗣**は、**世長**（188 卷高祖武徳四年にあり）之子也。

■ **謝祐の鬪醜杯** 黔州都督の**謝祐**（黔州に徙されること前卷永隆元年にあり）は**天后**の意を希い、零陵王の**明**に逼りて自殺せしめ、上は深く之を惜しむ、黔府の官屬は皆な坐して免官せらる。祐は後に平閣に寝ね、婢妾十餘人と共に處り、夜、其の首を失う。垂拱中、明の子の零陵王の**俊**、黎國公の**傑**は**天后**の殺す所と為り、有司は其の家を籍し、祐の首を得たり、漆して穢器と為し、題して**謝祐**と雲い、乃ち知り、明の子は刺客をして之を取ら使む也。

■ **太子**は京師を留守し、頗る游畋を事とし、**薛元超**は上疏して規諫す。上は之を聞き、使者を遣わして**元超**を慰勞し、仍ほ召して東都に赴かしむ。

■ **吐蕃** **吐蕃の侵攻** 吐蕃の將の**論欽陵**は柘（顯慶三年に柘州蓬山郡を開置し、松州都督府に属す。四川省旧龍安府疊溪管の西、現・アバ・チベット族チャン族自治州黒水県芦花鎮）、松（四川省西川道松潘県、現・アバ・チベット族チャン族自治州松潘県）、翼（本は漢の蠶陵県の地。故城は州の西に在り。蠶陵山有り。隋には翼斜県と為す。唐の武徳元年に翼州を置く。四川省旧龍安府疊溪管の西、現・アバ・チベット族チャン族自治州茂県）等の州を寇す。左驍衛郎將の**李孝逸**、右衛郎將の**衛蒲山**に詔して（11-353p）秦、渭等の州の兵を發して分道して之を御がしむ。

■ **冬**，十月，丙寅（2+60-57+1=6日），黃門侍郎の**劉景先**は同中書門下平章事たり。

■ **突厥** **薛仁貴は突厥の亡散を破る** 是の歲、突厥の餘黨の**阿史那骨篤祿**（骨咄祿ともいふ、頡利の族人。雲中都督舍利元英の部曾、世々吐屯を繼ぐ）、**阿史德元珍**等は亡散を招集し、黒沙城に據りて反し、并州及び單于府之北境に入寇し、嵐州刺史の**王德茂**を殺す。右領軍衛將軍、檢校代州都督の**薛仁貴**は兵を將いて**元珍**を雲州に撃ち、虜は問う、

「唐の大將は誰と為す」

之に應えて曰く、

「**薛仁貴**なり！」

虜は曰く、

「吾は**仁貴**は象州に流され（大非川の敗を以て除名され、雞林道總管と為る、また事に座して象州に流される）、死して久しと聞く矣、何を以て我を給くや！」

仁貴は胄を免いで之に面を示し、虜は相い顧みて色を失い、馬を下りて列拜し、稍稍引き去る。**仁貴**は因りて奮撃し、大いに之を破り、斬首は萬餘級、捕虜は二萬餘人なり。

■ **吐蕃** **婁師德は吐蕃に八戰八捷** 吐蕃は河源軍に入寇し、軍使の**婁師德**は兵を將いて之を白水澗（白水軍有り）に撃つ、八戰八捷。上は**師德**を以て比部員外郎、左驍衛郎將、河源軍經略副使と為し、曰く、

「卿は文武の材有り、辭する勿れ也！」

高宗天皇大聖大弘孝皇帝下弘道元年（癸未、683年）

■ **春**，正月，甲午（元嘉歷朔は己丑、曆不一致）朔，上は奉天宮に行幸す。

■ **突厥** **突厥は再侵入** 二月，庚午（6+60-55+1=12日），突厥は定州を寇し、刺史の霍王の**元軌**は撃ちて之を卻く。乙亥（11+60-55+1=17日），復た媯州を寇す。三月，庚寅（25-24+1=2日），**阿史那骨篤祿**、**阿史德元珍**は單于都護府を圍み、司馬の**張行師**を執り、之を殺す。勝州都督の**王本立**、夏州都督の**李崇義**を遣わして兵を將いて分道して之を救わしむ。

■ **李義琰は致仕す** 太子の右庶子、同中書門下三品の**李義琰**は父母を改葬し、其の舅氏をして舊墓を遷

さ使む。上は之を聞き、怒りて曰く、

「**義琰**は勢いに倚り、乃ち其の舅家を陵ぐ、復た政事に知たらしむ可からず！」

義琰は之を聞き、自ら安ぜず、足疾を以て骸骨を乞う。庚子（36-24+1=13日）、**義琰**を以て銀青光祿大夫と為し、致仕す。

■**癸丑**（49-24+1=26日）、守中書令の**崔知溫**は薨ず。

■**夏**、四月、己未（55-54+1=2日）、車駕は東都に還る。

■**【步落稽の白鐵余の乱平定】**綏州（現・陝西省榆林市綏徳県）の步落稽（稽胡、山胡、匈奴系遊牧民族）の**白鐵余**は、銅佛を地中に埋め、之久しく、草は其の上に生ず、其の郷人を給いて曰く、

「吾は此に於いて數々佛光を見る。」

日を擇びて衆を集めて地を掘り、果たして之を得、因りて曰く、

「聖佛を見るを得る者は、百疾皆な愈える。」

遠近は之に赴く。**鐵余**は雑色囊を以て之を盛ること數十重、厚施を得れば、乃ち一囊を去る。數年の間に、歸信する者は衆く、遂に亂を作さんと謀る。城平縣に據り、自ら**光明聖皇帝**と稱し、百官を置き、綏徳、大斌の二縣に進攻し（城平・綏徳・大斌は綏州の県、西魏の置く県）、官吏を殺し、民居を焚く。右武衛將軍の**程務挺**と夏州都督の**王方翼**を遣わして之を討たしめ、甲申（20+60-54+1=27日）、攻めて其の城を抜き、**鐵余**を擒え、餘黨は悉く平らぐ。（11-354p）

■**五月**、庚寅（26-23+1=4日）、上は芳桂宮（儀鳳二年に紫桂宮を澠池県の西五里に営む。調露二年に改めて避暑宮と曰う。永淳元年に又改めて芳桂宮とす）に幸し、合璧宮に至り、大雨に遇い而して還る。

■**突厥** **【突厥の侵入、豊州を廢止せず】** 乙巳（41-23+1=19日）、突厥の**阿史那骨篤祿**等は蔚州（忠順軍節度たり。直隸省口北道蔚県、現・張家口市蔚県）を寇し、刺史の**李思儉**を殺す。豊州（綏遠特別区域五原県、鄂爾多斯右翼、現・バヤンノール市五原県）都督の**崔智辯**は兵を將いて之を朝那山（豊州の河北に在り）の北に邀え、兵は敗れ、虜の擒とする所と為る。朝議は豊州を廢し、其の百姓を靈、夏に遷さんと欲す。豊州の司馬（都督府の司馬。唐の制では下都督府の司馬は従五品上）の**唐休瓌**は上言して、以為く、

「豊州は河を阻して固めと為し、賊の衝要に居り、秦、漢より已來、列して郡縣と為し、土は耕牧に宜し。隋季は喪亂し、百姓を寧、慶二州に遷し、胡虜の深く侵すを致し、靈、夏を以て邊境と為す。貞觀之末、人を募りて之を實たし、西北は始めて安し。今之を廢せば則ち河濱之地は復た賊の有と為り、靈、夏等の州は人は業に安んぜず、國家之利に非ざる也！」

乃ち止む。

■**突厥**六月、突厥の別部は嵐州を寇掠し、偏將の**楊玄基**は撃ちて之を走らす。

■**秋**、七月、己丑（25-22+1=4日）、皇孫の**重福**を立てて唐昌王と為す。

【高帝崩御し、武后專権】

■**【高帝は不豫】** 庚辰（16-22+1=?）、詔して以わく、

「今年十月、嵩山に事有り。」

尋いで上は不豫なるを以て、改めて來年正月を用いる。

■**甲辰**（40-22+1=19日）、相王の**輪**を徙して豫王と為し、名を**旦**と更める。

■中書令兼太子左庶子の**薛元超**は暗を病み、骸骨を乞う。之を許す。

■**八月**、乙丑（己丑×、1+60-52+1=10日）、將に嵩山に封ぜんとするを以て、太子を召して東都に赴か

しむ。唐昌王の**重福**を留めて京師を守らしめ、**劉仁軌**を以て之が副と為す。冬、十月、己卯（15+60-51+1=25日）、太子は東都に至る。

■ **[高帝の病重し、頭を刺す手術]** 癸亥（59-51+1=9日）、車駕は奉天宮に幸す。十一月、丙戌（22-20+1=3日）、詔して來年嵩山を封ずるを罷む、上の疾は甚だしき故也。上は頭重くして、視る能わざるを苦しみ、侍醫（殿中省尚藥局に侍御醫四人有り、従六品上）の**秦鳴鶴**を召して之を診しめ、**鳴鶴**は請う、

「頭を刺して血を出せば、愈える可し。」

天后は簾中に在り、上の疾の愈えるを欲せず、怒りて曰く、

「此れ斬る可き也、乃ち天子の頭に於いて血を刺さんと欲す！」

鳴鶴は叩頭して命を請う。上は曰く、

「但だ之を刺せ、未だ必ずしも佳ならずんばあらず。」

乃ち百會、腦戸二穴を刺す。（鍼灸経に百會は一名三陽五會、前頂の後寸半、頂の中央旋毛の中に在り、豆を容れる可し。鍼二分、氣を得れば即ち瀉す。腦戸は一名合顛、枕骨の上強後寸半に在り、鍼を禁ず、鍼すれば人をして瘡ならしむと。旧傳う、鳴鶴は鍼して微しく血を出す、頭疼立ちどころに止むと）上は曰く、

「吾が目は明らかなるに似たり矣。」

后は手を舉げて額に加えて曰く、

「天賜也！」

自ら彩百匹を負い以て**鳴鶴**に賜う。

■ 戊戌（34-20+1=15日）、右武衛將軍の**程務挺**を以て單于道安撫大使と為し、**阿史那骨篤祿**等を招討せしむ。

■ **[太子監国]** 太子に詔して監國せしめ、**裴炎**、**劉景先**、**郭正一**を以て東宮平章事を兼ねしむ。

■ 上は奉天宮に疾甚だしきより、宰相は皆な見ゆるを得ず。丁未（43-20+1=24日）、東都に還り、百官は天津橋の南に見える。

■ **[高宗崩御、中宗即位、天后專決]** 十二月、丁巳（53-50+1=4日）、改元し、天下に赦す。上は則天門の樓に御して赦を宣せんと欲し、氣は逆して馬に乗る能わず、乃ち百姓を召して殿前に入れ之を宣す。是の夜、**裴炎**を召して入れ、遺詔を受け政を輔けしめ、上（年56）は貞觀殿に崩ず。太子に遺詔し柩前に即位し、軍國の大事の決せざる者有れば、兼ねて**天后**の進止を取らしむ。萬泉、芳桂、奉天等の宮を廢す。庚申（56-50+1=7日）、**裴炎**は奏す、

「太子は未だ即位せず、未だ應に赦を宣すべからず、要速の處分有れば、望むは**天后**令を宣して中書、門下に施行すべし。」

甲子（60-50+1=11日）、**中宗**は即位し、**天后**を尊びて**皇太后**と為し、政事は鹹な決を取る焉。**太后**は澤州（漢の高都・端氏・泫氏之地。西燕の慕容永は建興郡を置く。北魏は建州を置く。隋は澤州と改める。大業に州を廢して長平郡と為す。唐復た澤州と曰う）刺史の韓王の**元嘉**等が、地尊く望重きを以て、其の變を為すを恐れ、並びに三公等の官を加え以て其の心を慰む。

■ **[太后の政治体制]** 甲戌（10+60-50+1=21日）、**劉仁軌**を以て左僕射と為し、**裴炎**を中書令と為す。戊寅（14+60-50+1=25日）、**劉景先**を以て侍中と為す。

■ **[政事堂を中書省に遷す]** 故事に、宰相は門下省に於いて事を議し、之を政事堂と謂い、故に**長孫無忌**は司空と為り、**房玄齡**を僕射と為し、**魏徵**を太子の太師と為し、皆な門下省の事に知たり。**裴炎**が中書令に遷るに及び、始めて政事堂を中書省に遷す。

■ **[四大都督府]** 壬午 (18+60-50+1=29日), 左威衛將軍の**王果**、左監門將軍の**令狐智通**、右金吾將軍の**楊玄儉**、右千牛將軍の**郭齊宗**を遣わして分けて並、益、荆、揚の四大都督府に往き、府司と鎮守を相い知らしむ。(国に大故有るを以て、不慮に備える)

■ 中書侍郎の同平章事の**郭正一**を國子祭酒と為し、政事を罷む。

則天順聖皇后上之上、高宗天皇大聖大弘孝皇帝下光宅元年 (甲申, 684年)

(則天後の姓は武氏、諱は墨、并州文水の人。后自ら墨の字を製して読むこと照と同じ。天寶八載、尊号を追上して則天順聖皇后。光宅元年はこの年九月に改元す)

■ **春, 正月, 甲申 (20-20+1=1日) 朔**, 改元して**嗣聖** (これ太子が位に即き年を越えて改める所の元) とし、天下に赦す。

■ **[韋氏を皇后]** 太子の妃の**韋氏**を立てて**皇后**と為す。後の父の**玄貞**を擢んで普州參軍より豫州 (この豫州は本は春秋の沈・蔡二国の地。漢は汝南郡と為す。宋の文帝は司州を立て、懸瓠城に治し、以て重鎮と為す。魏は豫州に改める) 刺史と為す。

【則天武後のクーデター】

■ **癸巳 (29-20+1=10日)**, 左散騎常侍の**杜陵** (漢の宣帝は杜陵邑を起す。後漢に至りて県と為し、京兆に属す。隋は京城を遷し、始めて杜陵を併せて大興県に入る。唐は大興を改めて萬年と為す) の**韋弘敏**を以て太府卿、同中書門下三品と為す。

■ **[武後は中宗を廢嫡、密告政治始まる]** **中宗**は**韋玄貞**を以て侍中と為さんと欲し、又た乳母之子に五品の官を授けんと欲す。**裴炎**は固く争い、**中宗**は怒りて曰く、

「我は天下を以て**韋玄貞**に與えるとも、何ぞ不可ならん！而るに侍中を惜しまん邪！」

炎は懼れ、**太后**に白し、密に廢立を謀る。二月、**戊午 (54-49+1=6日)**, **太后**は百官を乾元殿に集め、**裴炎**は中書侍郎の**劉禕之**、羽林 (左右羽林軍には大將軍各々一員、將軍各々二員あり、品は諸衛に同じ。北衛の禁兵の法令を統領して、左右廂の飛騎の儀仗を督攝し、以て諸曹の職を統べる。羽林軍士は大朝会には仗を執りて以て階陛を衛り、行幸には馳道を夾み、内仗と為る) 將軍の**程務挺**、**張虔勳**と兵を勒して宮に入り、**太后**令を宣し、**中宗**を廢して**廬陵王**と為し、扶けて殿を下らしむ。**中宗**は曰く、

「我は何の罪？なるや」

太后は曰く、

「汝は天下を以て**韋玄貞**に與えんと欲す、(11-356p) 何ぞ罪無きを得ん！」

乃ち別所に幽す。**己未 (55-49+1=7日)**, 雍州牧の豫王の**旦**を立てて**皇帝** (睿宗) と為す。政事は**太后**に決し、**睿宗**は別殿に居り、預る所有るを得ず。豫王の妃の**劉氏**を立てて**皇后**と為す。後は、**德威** (582年-652年、徐州彭城人) 之孫也。飛騎 (195卷貞觀十五年に置く) 十餘人有りて坊曲に飲み、一人は言う、

「向に別に勳賞無きを知り、廬陵を奉ずるに若かず。」

一人は起ち、出でて北門 (玄武門) に詣りて之を告げる。座は未だ散らず、皆な捕得し、羽林の獄に系ぎ、言う者は斬られ、餘は反を知りて告げざるを以て皆な絞られ、告げる者は五品官に除せらる。密を告げる之端は此より興る矣。

■ **[睿宗の長子を皇太子]** 壬子 (48-49+1=0?), 永平郡王の**成器**を以て**皇太子**と為す、**睿宗**之長子なり。天下に赦し、改元して**文明** (嗣聖を改める) とす。

■ **[劉仁軌を西京留守に任命]** 庚申 (56-49+1=8日), 皇太孫の**重照**を廢して庶人と為し, **劉仁軌**に命じて専ら西京の留守の事を知たらしむ。 **韋玄貞**を欽州 (現・広西チワン族自治区欽州市) に流す。

■ **[劉仁軌の説得失敗]** 太后は**劉仁軌**に書を與えて曰く、

「昔漢は關中之事を以て**蕭何**に委ねる (漢の高帝紀にあり), 今公に托すること亦た猶ほ是くの如し矣。」
仁軌は上疏し, 辭するに衰老にして居守に堪えざるを以てし, 因りて**呂后** (漢の高后紀にあり) の禍敗之事を陳べ以て規戒を申ぶ。太后は秘書監の**武承嗣**をして璽書を繼し之を慰諭せ使めて曰く、

「今**皇帝**は諒闇にして言わざるを以て, 眇身 (へりくだる自身) 且く代わりて親政す。遠く勸戒を勞し, 復た衰疾と辭す。又た云う、『**呂氏**は後代に嗤われ, 祿、産は禍いを漢朝に貽す』, 引喩は良に深く, 愧慰交々集まる。公の忠貞之操は, 終始渝わらず, 勁直之風は, 古今比罕なり。初め此の語を聞き, 能く惘然たらざらん。靜に而して之を思えば, 是れ龜鏡為り。況んや公は先朝の舊德, 遐邇 (遠近) 具に瞻るをや, 願わくは匡救 (悪を正し, 危難から救う) を以て懷と為し, 暮年を以て請を致す無かれ。」

■ **[故の太子の賢を丘神勳が監視]** 辛酉 (57-49+1=9日), 太后は左金吾將軍の**丘神勳**に命じて巴州に詣り, 故の太子の賢の宅を檢校せしめ, 以て外虞に備え, 其の實は風 (諷) して之を殺さ使む。 **神勳**は, 行恭 (高宗・太宗に將として歴事) 之子也。

■ **[武后の本格的朝政]** 甲子 (60-49+1=12日), 太后は武成殿 (洛陽宮の南面の三門、中は応天門、左は興教門、右を光政門。光政の内を廣運と曰い、其の北を明福と曰い、明福の東に武成門。その内を武成殿) に御し, **皇帝**は王公以下を帥いて尊號を上る。丁卯 (3+60-49+1=15日), 太后は軒に臨み, 禮部尚書の**武承嗣**を遣わして**嗣皇帝**に冊す。是より太后は常に紫宸殿に御し, 慘紫 (薄紫色) 帳を施し以て朝を視る。

■ 丁丑 (13+60-49+1=25日), 太常卿、檢校の豫王の府の長史の**王德真**を以て侍中と為す。中書侍郎、檢校の豫王の府の司馬の**劉禕之**を同中書門下三品とす。

■ 三月, 丁亥 (23-19+1=5日), 杞王の上金を徙して畢王と為し, 鄱陽王の**素節**を葛王と為す。

■ **[丘神勳は賢を自殺させる]** **丘神勳**は巴州に至り, 故の太子の賢を別室に幽し, 逼りて自殺せ令める。太后は乃ち罪を**神勳**に歸し, (11-357p) 戊戌 (34-19+1=16日), 哀を顯福門に擧げ, **神勳**を貶めて豐州刺史と為す。己亥 (35-19+1=17日), 賢を追封して雍王と為す。 **神勳**は尋いで復た入りて左金吾將軍と為す。

■ 夏, 四月, 開府儀同三司、梁州都督の滕王の**元嬰**は薨ず。

■ 辛酉 (57-48+1=10日), 畢王の上金を徙して澤王と為し, 蘇州刺史に拜す。葛王の**素節**を許王と為し, 絳州刺史に拜す。

■ **[廬陵王を房州に遷す]** 癸酉 (9+60-48+1=22日), 廬陵王を房州に遷す。丁丑 (13+60-48+1=25日), 又た均州の故の濮王の宅に遷す。

■ 五月 (元嘉曆では四月閏月), 丙申 (32-18+1=15日), **高宗**の靈駕は西に還る。

■ 閏月 (元嘉曆五月), 禮部尚書の**武承嗣**を以て太常卿、同中書門下三品と為す。

■ **[崑崙]** **[廣州都督の路元睿は崑崙に殺される]** 秋, 七月, 戊午 9日 (54-46+1=9), 廣州都督の**路元睿**は崑崙 (林邑の南の国。交趾を去ること海行三百餘日、習俗文字は婆羅門に同じ) の殺す所と為る。 **元睿**は暗懦にして, 僚屬は恣横なり, 商舶の至る有れば, 僚屬は侵漁して已まず。商胡は**元睿**に訴え, **元睿**は枷を索め, 之を系治せんと欲す。群胡は怒る。崑崙有り劍を袖にし直ちに聽事に登り, **元睿**及び左右十餘人を殺し而して去り, 敢えて近づく者無く, 舟に登りて海に入り, 之を追えども及ばず。

■温州（浙江省甌海道永嘉県、現・温州市永嘉県）は大水し、四千餘家は流される。

■**突厥**突厥の阿史那骨篤祿等は朔州を寇す。八月、庚寅（26-16+1=11日）、**天皇大帝**を乾陵（乾隆×、奉天県の北五里の梁山にあり、陝西省閩中道乾県、現・咸陽市乾県）に葬し、廟號を**高宗**とす。

■**【馮元常の左遷】**初め、尚書左丞の**馮元常**は**高宗**の委ねる所と為り、**高宗**は晩年に疾多く、**百司**は事を奏し（続は欠如）、毎に曰く、

「朕の體中は佳ならず、**元常**と平章して以て聞す可し。」

元常は嘗て密に言う、

「中宮の威權は太だ重く、宜く稍抑損すべし。」

高宗は用いる能わずと雖も、深く其の言を以て然りと為す。**太后**の稱制するに及び、四方は争いて符瑞を言う。嵩陽令の**樊文**は瑞石を獻じ、**太后**は命じて朝堂に於いて百官に示さしめ、**元常**は奏す、

「狀は詔詐に涉る、天下を誣罔する可からず。」

太后は悦ばず、出して隴州（現・陝西省宝鶏市隴県周辺）刺史と為す。**元常**は、**子琮**（高氏北齊に仕える）之曾孫也。

■丙午（42-16+1=27日）、太常卿、同中書門下三品の**武承嗣**は罷めて禮部尚書と為る。

■括州（現・浙江省麗水市）は大水し、二千餘家を流す。

■**【太后は官の呼称を大転換】**九月、甲寅（50-45+1=6日）、天下に赦し、改元す（光宅とす）。旗幟は皆な金色に従う。八品以下は、舊の青を服する者は更めて碧を服す。東都を改めて神都と為し、宮を太初と名づける。又た尚書省を改めて文昌台と為（伊為×）し、左、右僕射を左、右相と為し、六曹を天、地、四時の六官と為す。門下省を鸞台と為し、中書省を鳳閣と為し、侍中を納言と為し、中書令を内史と為す。御史台を左肅政台（左台は専ら京師の百官を知り、及び諸軍旅を監し、並びに詔を承けて出で使ひす）と為し、右肅政台（専ら諸州の按察を知る）を増置す。（11-358p）其の餘（秘書・殿中の二省、九卿寺、少府・將作・国子・軍器等の監、東宮の十率をいう）の省、寺、監、率之名は、悉く義類を以て之を改める。

■左武衛大將軍の**程務挺**を以て單于道安撫大使と為し、以て突厥に備える。

■**【太后の先祖の追尊】****武承嗣**は**太后**に其の祖を追王し、**武氏**の七廟を立てんと請ひ、**太后**は之に従う。**裴炎**は諫めて曰く、

「**太后**の母は天下に臨み、當に至公を示すべし、所親に私す可からず。獨り**呂氏**之敗を見ず乎！」

太后は曰く、

「**呂后**は權を以て生者に委ねる、故に敗に及ぶ。今吾は亡者を追尊するは、何ぞ傷まん乎！」

對えて曰く、

「事は當に微を防ぎ漸を杜ぐべし、長ず可からざる耳。」

太后は従わず。己巳（5+60-45+1=21日）、**太后**の五代の祖の**克己**を追尊して魯の**靖公**と為し、妣を夫人と為す。高祖の**居常**を太尉、北平の**恭肅王**と為し、曾祖の**儉**を太尉、金城の**義康王**と為し、祖の**華**を太尉、太原の**安成王**と為し、考（亡父）の**士攬**を太師、魏の**定王**と為す。祖の妣は皆な妃と為す。**裴炎**は是に由りて罪を得る。又た五代の祠堂を文水（旧受陽。隋は名を更めて并州に属す。山西省冀寧道文水県東十里、現・呂梁市文水県）に作る。

【李敬業の太后への反乱】

■**【李敬業らの左遷、揚州に結集】**時に諸**武**は事を用ひ、唐の宗室の人人は自ら危み、衆心憤惋す。會々眉州刺史の英公の**李敬業**及び弟の**整屋**（漢の武帝は整屋を置き、扶風に属す。後漢・晋は省く。北周は周南郡を置く。隋は郡

を廢して蓋屋を以て京兆に属す。唐は岐州を置く。陝西省関中道蓋屋県、現・西安市周至県)の令の**敬猷**、給事中の**唐之奇**、長安の主簿(赤県主簿は従八品)の**駱賓王**、詹事司直(従九品上、官僚を弾劾し職事を糾挙するを掌る)の**杜求仁**は皆な事に坐し、**敬業**は柳州の司馬に貶せられ、**敬猷**は官を免ぜられ、**之奇**は括蒼(統は括蒼、漢の会稽回浦県、後漢は更めて章安と名付ける。光武帝は章安県の南合を分けて松陽県を置く。隋は松陽の東界を分けて括蒼県を置く。浙江省甌海道麗水県の南)の令に貶せられ、**賓王**は臨海(呉は章安を分けて臨海県を置き、臨海郡に属す。隋は郡を廢し、県を以て括州に属す。唐は分けて台州を帯びる。浙江省会稽道臨海県、現・台州市臨海市)の丞に貶せられ、**求仁**は黟(漢の丹楊郡に属す県、隋唐は歙州に属す。安徽省蕪湖道黟県、現・黄山市黟県)の令に貶せらる。**求仁**は、**正倫**之侄也。蓋屋の尉の**魏思温**は嘗て御史為り、復た黜けられる。皆な揚州に會す、各々自ら失職を以て怨望し、乃ち亂を作さんと謀り、廬陵王を匡復するを以て辭と為す。

■ **[魏思温を謀主に反乱計画]** 思温は之が謀主と為る、其の黨の監察御史の**薛仲璋**をして使いを江都に奉ぜんことを求め使め、雍州人の**韋超**をして**仲璋**に詣りて變を告げ、云う、

「揚州長史の**陳敬之**は反を謀る」。

仲璋は**敬之**を収めて獄に繋ぐ。居ること數日、**敬業**は傳に乗り而して至り、矯りて、

「揚州の司馬は來たりて官に之く」

と稱し、云う、

「密旨を奉じ、高州の曾長の**馮子猷**が反を謀るを以て、兵を發して之を討たしむ。」

是に於いて府庫を開き、土曹參軍の**李宗臣**をして錢坊に就き、囚徒、工匠數百(統は欠如)を驅り、授けるに甲を以てせ令む。**敬之**を系所に斬る。録事參軍の**孫處行**は之を拒み、亦た斬り以て徇え、僚吏は敢えて動く者無し。遂に一州之兵を起こし、復た嗣聖元年と稱す。三府を開き、一は匡復府と曰い、二は英公府と曰い、三を揚州(統は揚州)大都督府と曰う。**敬業**は自ら匡復府上將、領揚州(統は揚州)大都督と稱す。**之奇**、**求仁**を以て左、右長史と為し、**宗臣**、**仲璋**を左、右司馬と為し、**思温**を軍師と為し、**賓王**を記室と為し、旬日の間に勝兵十餘萬を得る。(11-359p) 檄を州縣に移し、略に曰く、

「偽りて朝に臨む**武氏**者、人は温順に非ず、地は實に寒微なり。昔**太宗**の下陳(陳は列。戦国策に曰く、美人は下陳に充ると)に充り、嘗て更衣(衛士夫は更衣を以て、漢の武帝に幸せらるるを江たり。賓王は此の事を用いる)を以て入侍し、晩節に洎ぶ乎、春宮(東宮)を穢亂す。密に先帝之私を隱し、陰に後庭之嬖を圖り、元后を翬翟(後の服)に踐み、吾が君を聚麀(記に曰く、夫れ惟だ禽獸は礼無し。故に父子麀を聚むと)に陥れる。」

又た曰く、

「姉(韓國夫人)を殺し兄(元爽・元慶)を屠り(事は201卷高宗乾封元年にあり)、君を弑し母を鳩(鳩毒殺)す(此れ高宗晏駕及び太原王妃の死を以て後の罪と為すなり)、人神之同じく嫉む所、天地之容れざる所なり。」

又た曰く、

「禍心を包藏し、竊に神器を窺う。君之愛子は、之を別宮に幽す(睿宗を別殿に居らしむをいう)。賊之宗盟は、之に委ねるに重任を以てす(武承嗣等を用いる)。」

又た曰く、

「一杯之土未だ干かざるに、六尺之孤安くにか在るや！」

又た曰く、

「試みに今日之域中を觀るに、竟に是れ誰か家之天下ぞや！」

太后は檄を見、問いて曰く、

「誰の為る所？」

或は對えて曰く、

「駱賓王なり。」

太后は曰く

「宰相之過ち也。人は此くの如きの才有り、而るに之をして流落不偶なら使む乎！」

■ **[太子の賢の影武者を立てる]** 敬業は人の貌の故の太子の賢に類する者を求め得、衆を給きて云く、
「賢は死せず、亡げて此の城中に在り、吾が屬をして舉兵せ令む。」

因りて奉じて以て號令す。

■ **[李崇福は敬業に應ず、劉行舉の抵抗]** 冬、十月、癸未（続により補充、19-15+1=5日）、楚州（本は漢の射陽・鹽漬県の地。晋は山陽郡を置く。隋の開皇の初め、郡を罷む。十二年に楚州を置く。台業の初め、州廢す。唐の始め復た置く。江蘇省淮陽道淮安県治、現・淮安市淮安區）司馬の李崇福は所部三縣（山陽・鹽城・安宜）を帥いて敬業に應ず。盱眙の人の劉行舉は獨り縣に據りて従わず、敬業は其の將の尉遲昭を遣わして盱眙（楚州に屬す縣、安徽省淮泗道盱眙縣、現・淮安市盱眙縣）を攻めしむ、行舉は拒みて之を卻ける（続は欠如）。詔して行舉を以て游擊將軍と為し、其の弟の行實を以て楚州刺史と為す。

■ **[李孝逸の討伐軍編成]** 甲申（20-15+1=6日）、左玉鈴衛（左右領軍衛を改める）大將軍の李孝逸を以て揚州道大總管と為し、兵三十萬を將いて、將軍の李知士、馬敬臣を以て之が副と為し、以て李敬業を討たしむ。

■ **[武承嗣と太后の陰謀]** 武承嗣は從父弟の右衛將軍の三思と韓王の元嘉、魯王の靈夔（二王は高祖の子）が屬尊く位重きを以て、屢々太后に勸む、

「事に因りて此れを誅すべし。」

太后は執政に謀り、劉禕之、韋思謙は皆な言無し。内史の裴炎は獨り固く争い、太后は愈々悦ばず。三思は、元慶之子也。

■ **[宰相の裴炎も獄に下される]** 李敬業の舉兵するに及び、薛仲璋は、炎之甥也、炎は閒暇を示さんと欲し、誅討を議するに汲汲たらず。太后は計を炎に問う、對えて曰く、

「皇帝は年長じ、政事を親らせず、故に豎子は以て辭と為すを得るや。若し太后は政を返せば、則ち討たずして自ら平らがん矣。」

監察御史の藍田の崔察は之を聞き、上は言う、

「炎は顧托を受け、大權は己に在り、若し異圖無ければ、何が故に太后に政を歸さんことを請わん？」

太后は左肅政大夫（左御史大夫）の金城（蘭州五泉縣は本は漢の金城縣、隋は名を更む、高宗咸亨二年、復た金城縣と為す。甘肅省蘭山道皋蘭縣、現・蘭州市西固區）の竊味道、侍御史の櫟陽（漢の高帝、櫟陽縣を更めて萬年縣と為し、後世之に因る。隋に至るまで並びに京兆に屬す。唐は隋の大興縣を改めて萬年と曰い、漢の萬年縣を以て復た櫟陽と曰う、華州に屬す）の魚承曄に命じて之を鞠せしめ、炎を収めて獄に下す。炎は収められ、辭氣は屈せず。（11-360p）或は炎に勸める、

「遜辭して以て免かれよ」

と、炎は曰く、

「宰相は獄に下る、安んぞ全くす理有らんや！」

■ **[裴炎の擁護者も全員下獄]** 鳳閣舍人（中書舍人）の李景謚は、

「炎は必ず反す。」

と證す。劉景先及び鳳閣侍郎の義陽（旧の平陽と曰う。隋の開皇の初めに義陽に改める）の胡元范は皆な曰う、

「炎は、社稷の元臣にして、國に功有り、心を悉くして奉上するは、天下の知る所、臣は敢えて其の反せ

ざるを明らかにせん。」

太后は曰く、

「炎が反するは端有り、顧うに卿は知らざる耳。」

對えて曰く、

「若し**裴炎**が反を為せば、則ち臣等も亦た反する也。」

太后は曰く、

「朕は**裴炎**の反するを知り、卿等の反せざるを知る。」

文武の間に炎が反せざるを證する者は甚だ衆く、太后は皆な聽さず。俄に**景先**、**元范**を並せて獄に下す。

丁亥 (23-15+1=9日)、**竊味道**を以て内史を檢校せしめ同鳳閣鸞台三品とし、**李景謚**を同鳳閣鸞台平章事とす。

【李敬業は討伐される】

■ 【洛陽を目指すか、江南に自立するか】 **魏思温**は**李敬業**を説いて曰く、

「明公は匡復を以て辭と為す、宜しく大衆を帥いて鼓行し而して進み、直ちに洛陽を指せば、則ち天下は公の志が勤王に在るを知る、四面は響應せん矣。」

薛仲璋は曰く、

「金陵に王氣有り、且つ大江は天險なり、以て固めと為すに足る、先ず常、潤を取り、定霸之基と為し、然る後に北に向い以て中原を圖るに如かず、進みては利あらざる無く、退きては歸する所有り、此れ良策也！」

思温は曰く、

「山東の豪傑は**武氏**の専制するを以て、憤惋平かならず、公の事を擧げるを聞き、皆な自ら麥飯を蒸して糧と為し、鋤を伸べて兵と為し、以て南軍之至るを俟つ。此の勢いに乗りて以て大功を立てず、乃ち更に蓄縮し、自ら巢穴を謀らんと欲す (統は欠如)、遠近は之を聞き、其れ誰か解體せざらん！」

敬業は従わず、唐之奇をして江都を守ら使め、兵を將いて江を渡りて潤州 (江左、京口の重鎮と為す。隋は延陵県と為し、江都郡に属す。唐の武徳三年に潤州を置く。江蘇省金陵道丹徒県、現・鎮江市潤州区) を攻める。**思温**は**杜求仁**に謂つて曰く、

「兵勢合えば則ち強く、分かれれば則ち弱し、**敬業**は力を並せて淮を渡り、山東之衆を収め以て洛陽を取らず、敗れんこと眼中に在り矣！」

■ 【敬業は潤州を陥し】 壬辰 (28-15+1=14日)、**敬業**は潤州を陥し、刺史の**李思文**を執り、**李宗臣**を以て之に代わらしむ。**思文**は、**敬業**之叔父也、**敬業**之謀を知り、先ず遣使して間道より變を上り、**敬業**の攻める所と為り、拒み守ること之久しく、力屈し而して陥る。**思温**は斬りて以て洵えんと請い、**敬業**は許さず、**思文**は謂つて曰く、

「叔は**武氏**に黨す、宜しく姓を**武**に改めるべし。」

潤州の司馬の**劉延嗣**は降らず、**敬業**は將に之を斬らんとし、**思温**は之を救い、免かるるを得、**思文**と皆な獄中に囚えらる。**劉延嗣**は、**審禮** (青海に戦没す) の従父の弟也。曲阿 (本は雲陽。秦の始皇帝は改めて曲阿と曰う。前漢には会稽郡に属し、後漢には呉郡に属す。晋には晋陵郡に属し、洲成には江都郡に属し、唐には潤州に属す。江蘇省金陵道丹陽県治、現・鎮江市丹陽市) の令の河間 (直隸省津海道河間県、現・滄州市河間市) の**尹元貞**は兵を引いて潤州を救い、戦い敗れ、**敬業**の擒とする所と為り、臨むに白刃を以てす、屈せず而して死す。

■ **「裴炎の誅殺と連座、姜嗣宗誅殺」** 丙申 (32-15+1=18日), **裴炎**を都亭 (洛陽の都亭) に斬る。炎は將に死せんとし、兄弟を顧みて曰く、

「兄弟の官は皆な自ら致し、(11-361p) 炎は分毫之力無く、今は炎に坐し流竄せらるるは、亦た悲しからず乎！」

其の家を籍没するに、甌石 (少量の糧食) 之儲^{たくわ}え無し。**劉景先**は普州刺史に貶せられ、又辰州刺史に貶せられ、**胡元范**は瓊州 (瓊州より兩京に至る、崖州と道里相類す) に流され而して死す。**裴炎**の弟子の太僕寺の丞の**冑先**は、年は十七、封事を^{たてまつ}上り見えて事を言わんと請う。太后は召して見、之を詰りて曰く、
「汝の伯父は反を謀る、尚ほ何をか言うや？」

冑先は曰く、

「臣は陛下の為に計を畫する耳、安んぞ敢えて冤を訴えん！陛下は李氏の婦と為り、先帝は天下を棄て、遽に朝政を攬り、嗣子を變易し、李氏を疏斥し、諸武を封崇す。臣の伯父は社稷に忠なるに、反りて誣うるに罪を以てし、戮は子孫に及ぶ。陛下の為す所は是くの如し、臣は實に之を惜しまん！陛下は早く宜しく子明辟に復し、枕を高くして深く居るべし、則ち宗族は全くす可し。然らざりて、天下一變すれば、復た救う可からざらん矣！」

太后は怒りて曰く、

「胡白く、小子は敢えて此の言を發す！」(胡は何なり、白は陳なり。何等の陳白ぞの意味)

命じて引き出さしむ。**冑先**は反り顧みて曰く、

「今臣の言を用いれば、猶ほ未だ^{おそ}晩からず！」

是くの如く者三たび。太后は命じて朝堂に於いて之を杖すること一百、瀼州 (貞觀十二年に李弘節は欽州の首領の甯師京を遣わして劉鴻の故道を尋ね、行きて交趾に達り、夷獠を開拓して瀼州を置く。瀼水を取りて以て州に名づける也。廣西省南寧道上思県、現・防城港市上思県) に長流す。炎之獄に下る也、郎將の**姜嗣宗**は使いして長安に至り、**劉仁軌**は問うに東都の事を以てす、**嗣宗**は曰く、

「嗣宗は裴炎が常に異なる有るを覺ること久し矣。」

仁軌は曰く、

「使人は之を覺る邪？」

嗣宗は曰く、

「然り。」

仁軌は曰く、

「仁軌は奏事有り、願わくは使人に附して以て聞せん。」

嗣宗は曰く、

「諾。」

明くる日、**仁軌**の表を受け而して還り、表に言う、

「嗣宗は裴炎の反するを知りて言わず。」

太后は之を覽、命じて**嗣宗**を殿庭に拉し (先ず其の幹を拉き而して後に之を絞殺する)、都亭に絞せしむ。

■ **「李敬業を徐敬業に戻す」** 丁酉 (33-15+1=19日), **李敬業**の祖考の官爵を追削し、塚を發き棺を斫り、姓を徐氏に複す。

■ **李景謚**は罷めて司賓 (この年に鴻臚を改める) 少卿と為り、右史の武康の**沈君諒**、著作郎の**崔察**を以て正諫大夫、同平章事と為す。

■ **[徐敬業は李孝逸を迎撃]** 徐敬業は李孝逸の將に至らんとするを聞き、潤州より軍を回して之を拒み、高郵（漢の廣陵国に属す。唐は揚州に属す。江蘇省淮揚道高郵県治、現・揚州市高郵市）之下阿溪（蓋し即ち石梁河なり。安徽省淮泗道全椒県の西九十里にあり、現・滁州市全椒県）に屯す。徐敬猷をして淮陰（江蘇省淮揚道淮陰県の東南の淮陰の故城は其の旧治、現・淮安市淮陰区）に逼らせしめ、別將の韋超、尉遲昭は都梁山（盱眙県にあり）に屯す。

■ **[魏元忠は孝逸を叱咤]** 李孝逸の軍は臨淮（泗州）に至り、偏將の雷仁智は敬業と戦い、利あらず、孝逸は懼れ、兵を按じて進まず。監軍の殿中侍御史の魏元忠は孝逸に謂って曰く、

「天下の安危は、茲の一舉に在り。四方は承平にして日久しく、忽ち狂狡を聞き、心を注ぎ耳を傾け以て其の誅を俟つ。今大軍は久しく留まりて進まず、遠近は望みを失ひ、萬一にも朝廷が更に它將に命じて以て將軍に代わらしめば、將軍は何の辭か以て逗留（逗留屈撓して進まず）之罪を逃れん乎！」

孝逸は乃ち軍を引き而して前む。（11-362p）壬寅（38-15+1=24日）、馬敬臣は撃ちて尉遲昭を都梁山に斬る。

■ **[黒齒常之の追加派遣]** 十一月、辛亥（47-44+1=4日）、左鷹揚大將軍（この年に左右武衛を改めて左右鷹揚衛と為す）の黒齒常之を以て江南道大總管と為し、敬業を討たしむ。

■ **[李孝逸は魏元忠の策により韋超を撃破]** 韋超は衆を擁して都梁山に據り、諸將は皆な曰く、

「超は險に憑りて自ら固め、士は其の勇を施す所無し、騎は其の足を展べる所無し。且つ窮寇は死戦す、之を攻めれば多く士卒を殺さん、如かず兵を分けて之を守り、大軍は直ちに江都に趣き、其の巢穴を覆えさんには。」

支度使（唐の制では凡そ天下の辺郡には、支度使有り。以て軍資糧仗の用を計り、費やす所は皆度使に申して會計す）の薛克構は曰く、

「超は險に據ると雖も、其の衆は多きに非ず。今多く兵を留めれば則ち前軍は勢い分かれん、少しく兵を留めれば則ち終に後患と為らん、如かず先ず之を撃つべし、其の勢いは必ず擧がらん、都梁を擧げれば、則ち淮陰、高郵は風を望みて瓦解せん矣。」

魏元忠は先ず徐敬猷を撃たんと請ひ、諸將は曰く、

「如かず先ず敬業を攻め、敬業が敗れば、則ち敬猷は戦わずして自ら擒とならん矣。若し敬猷を撃てば、則ち敬業は兵を引いて之を救わん、是れ腹背に敵を受ける也。」

元忠は曰く、

「然らず。賊之精兵は、盡く下阿に在り、烏合し而して來、利は一決に在り、萬一利を失えば、大事は去るかな矣！敬猷は博徒に出で、軍事を習わず、其の衆は單弱にして、人情は揺れ易く、大軍之を臨めば、馬を駐めて克つ可し。敬業は之を救わんと欲すると雖も、程を計るに必ず及ぶ能わず。我が敬猷に克ち、勝ちに乗り而して進めば、韓（韓信）、白（白起）有りとも雖も其の鋒に當たる能わず矣。今先ず弱者を取らず而して遽に其の強きを攻めるは、計に非ざる也。」

孝逸は之に従ひ、兵を引いて超を撃ち、超は夜遁げる。進みて敬猷を撃ち、敬猷は身を脱して走る。

■ **[成三朗は敬業の擒となる]** 庚申（56-44+1=13日）、敬業は兵を勸して溪を阻てて拒み守り、後軍總管の蘇孝祥は夜五千人を將ひ、小舟を以て溪を渡り先ず之を撃ち、兵は敗れ、孝祥は死し、士卒の溪に赴きて溺死する者は過半なり。左豹韜衛果毅（是の年に左右威衛を改めて左右豹韜衛と為す。唐の制では諸府に各々果毅都尉有り、上府は從五品下、中府は從六品上、下府は從六品下）の漁陽の成三朗は敬業の擒とする所と為る。唐之奇は其の衆を給ひて曰く、

「此れ李孝逸也！」

將に之を斬らんとし、三朗は大呼して曰く、

「我は果毅の成三朗なり、李將軍に非ざる也。官軍は今大いに至らん矣、爾が曹は破れんこと朝夕に在り。我が死せば、妻子は榮を受けん、爾が死せば、妻子は籍没せられ、爾は終に我に及ばず！」

遂に之を斬る。

■ **[李孝逸は火攻めで徐敬業を討伐]** 孝逸等の諸軍は繼いで至り、戦いは數々利あらず。孝逸は懼れ、引き退かんと欲し、魏元忠は行軍管記の劉知柔と孝逸に言つて曰く、

「風は順にして荻は干く、此れ火攻之利あり。」

固く決戦を請う。敬業は陣を置くこと既に久しく、士卒は多く疲倦し願望して、陣は整う能わず。孝逸は進みて之を撃ち、風に因りて火を縦ち、敬業は大敗し、斬首は七千級、溺死する者は勝げて紀す可からず。

敬業等は輕騎にて走りて江都に入り、妻子を挈えて潤州に奔り、將に海に入りて高麗に奔らんとす。孝逸は進みて江都に屯し、諸將を分遣して之を追わしむ。乙丑（1+60-44+1=18日）、敬業は海陵（漢の臨淮に属す。後漢・晋は廣陵に属し、梁は海陵郡を置く。隋は郡を廢して県と爲し、江都郡に属す。唐は揚衆に属す。江蘇省淮揚道秦州治、現・泰州市海陵区）の界に至り、風に阻まれ、其の將の王那相は敬業、敬猷及び駱賓王の首を斬りて來降す。餘黨の唐之奇、魏思温は皆な捕え得、（11-363p）首を神都に傳え、揚、潤、楚の三州は平らぐ。

■ **[徐敬業に忠義の策あり]** 陳岳は論じて曰く、

「敬業は苟くも能く魏思温之策を用い、直ちに河、洛を指し、専ら匡復を以て事を爲せば、縦え軍敗れ身戮されとも、亦た忠義は焉に在り。而るに妄りに金陵の王氣を希い、是れ真に叛逆と爲す、敗れずして何をか待たん！」

■ **[高子貢の論功行賞]** 敬業之起つ也、敬猷をして兵五千を將いて、江に循いて西上し、地を和州に略せ使（名×）む。前弘文館直學士の歷陽（安徽省安慶道和县、現・馬鞍山市和县）の高子貢は郷里の數百人を帥いて之を拒み、敬猷は西する能わず。功を以て朝散大夫（從五品下）、成均（太后は国子監を改めて成均監と爲す。弘文館は五品以上を持って學士と爲す。国子助教は從六品下、博士を佐けて經を分けて以て教授するを掌る）助教に拜す。

■ 丁卯（3+60-44+1=20日）、郭待舉は罷めて左庶子と爲る。鸞台侍郎の韋方質を以て鳳閣侍郎、同平章事と爲す。方質は、雲起（隋唐の間に仕える）之孫也。

■ 十二月、劉景先は又た吉州員外長史に貶せられ、郭待舉は岳州（現・湖南省岳陽市一帶）刺史に貶せらる。

■ **[突厥は程務挺の死を喜ぶ]** 初、裴炎は獄に下るや、單于道安撫大使、左武衛大將軍の程務挺は密かに表して申理し、是に由り旨に忤う。務挺は素より唐之奇、杜求仁を以て善しとし、或は之を譖して曰く、

「務挺は裴炎、徐敬業と通謀す。」

癸卯（39-14+1=26日）、左鷹揚將軍の裴紹業を遣わして軍中に即きて之を斬り、其の家を籍没す。突厥は務挺の死するを聞き、所在は宴飲して相い慶す。又た務挺の爲に祠を立て、師を出す毎に、必ず之を禱る。

■ **[王方翼も左遷]** 太后は夏州都督の王方翼が務挺と職を連ね、素より相い親善し、且つ廢后の近屬なるを以て、征して獄に下し、崖州（現・海南省海口市瓊山区）に流され而して死す。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝下垂拱元年（乙酉，685年）

■春，正月，丁未（43-43+1=1日）朔，天下に赦し，改元す。

■太后は徐思文を以て忠と為し，特に縁坐（親黨に縁りて罪に坐す）を免じ，司僕少卿に拜す。謂つて曰く、「敬業は卿が姓を武と改む，朕は今復た奪わざる也。」

庚戌（46-43+1=4日），**竇味道**を以て内史（中書令）に守たらしむ。

■戊辰（4+60-43+1=22日），文昌左相（尚書左僕射）、同鳳閣鸞台三品の樂城の文獻公の**劉仁軌**は薨ず。

■二月，癸未（19-13+1=7日），制す、

「朝堂の置く所の登聞鼓（西朝堂に在り）及び肺石（東朝堂に在り）は，防守するを須いず，鼓を搗ち石を立てる者有れば，御史をして状を受けて以て聞せ令む。」

■乙巳（41-13+1=29日），春官（光宅に禮部を改めて春官と為す）尚書の**武承嗣**、秋官（刑部）尚書の**裴居道**、右肅政大夫（右御史大夫）の**韋思謙**を以て並びに同鳳閣鸞台三品とす。

■**突厥**突厥の**阿史那骨篤祿**等は數々邊を寇す。左玉鈴衛中郎將の**淳於處平**を以て陽曲（漢より以來太原郡に屬す。隋は其の名を惡み、改めて陽直と曰う。武徳三年に分けて汾陽県を置く。七年に陽直県を省き、汾陽を改めて陽曲県と為し、なお移て陽曲に治す。山西省冀寧道陽曲県、現・太原市陽曲県・晋源区）道行軍總管と為し，之を撃たしむ。（11-364p）

■正諫大夫、同平章事の**沈君諒**は罷む。

■三月，正諫大夫、同平章事の**崔察**は罷む。

■丙辰（52-42+1=11日），廬陵王を房州（湖北省襄陽道房県治、現・十堰市房県）に遷す。

■辛酉（57-42+1=16日），**武承嗣**は罷む。

■辛未（7+60-42+1=26日），《垂拱格》を頒つ。

■**[竇味道を貶す]**朝士の左遷して宰相に詣りて自ら訴える者有り，内史の**竇味道**は曰く、「此れ太后の處分なり。」

同中書門下三品の**劉禕之**は曰く、

「縁坐して官を改め，臣下の奏請に由る。」

太后は之を聞き，夏，四月，丙子（12-12+1=1日），**味道**を貶して青州刺史と為し，**禕之**（從四品下の豫王府司馬を職とす）に太中大夫（從四品上）を加える。侍臣に謂つて曰く、

「君臣は同體なり，豈に惡を君に歸し，善を引きて自ら取るを得ん乎！」

■**突厥****[突厥は代州を寇す]**癸未（19-12+1=8日），突厥は代州を寇す。**淳於處平**は兵を引いて之を救い，忻州に至り，突厥の敗る所と為り，死者は五千餘人あり。

■五月，丙午（42-42+1=1日），**裴居道**を以て内史と為す。納言の**王德真**は象州（廣西省柳江道象県、現・広西壮族自治区桂林市臨桂区）に流される。

■己酉（45-42+1=4日），冬官（工部）尚書の**蘇良嗣**を以て納言と為す。

■壬戌（58-42+1=17日），制して内外の九品以上及び百姓は，咸な自ら擧げ令む。（才有る者に自薦させる）

■壬申（8+60-42+1=27日），**韋方質**は同鳳閣鸞台三品たり。

■六月，天官（光宅に、吏部を改めて天官と為す）尚書の**韋待價**は同鳳閣鸞台三品たり。**待價**は，**萬石之兄也**。

■**[同羅、僕固等の諸部は叛す]**同羅、僕固等の諸部は叛す。左豹韜衛將軍の**劉敬同**を遣わして河西の騎士を發して居延海（蒙古額濟納旗の東北境にあり、いわゆる西海、酒泉東北、現・内モンゴル自治区の西部のアルシャー盟エジン旗）に出で以て之を討たしむ，同羅、僕固等は皆な敗れ散ず。敕して安北都護府を同城（刪丹の同城守提、天寶二載、改めて寧冠軍と為す）に僑置し以て降者を納れる。

■秋，七月，己酉（45-41+1=5日），文昌左丞（尚書左丞）の魏玄同を以て鸞台侍郎、同鳳閣鸞台三品と為す。詔して、

「今より天地を祀るに、高祖、太宗、高宗は皆な配坐せん。」

鳳閣舍人の元萬頃等之議を用いる也。

■九月，丁卯（3+60-40+1=24日），廣州都督の王果は反獠を討ち、之を平らぐ。

■**突厥** [太后の突厥対策] 冬，十一月，癸卯（39-39+1=1日），天官尚書の韋待價に命じて燕然道行軍大總管と為し、以て突厥を討たしむ。初め、西突厥の興昔亡、繼往絕可汗は既に死し、十姓に主無く、部落は多く散亡し、太后は乃ち興昔亡之子の左豹韜衛翊府中郎將（唐の諸衛に皆、翊府中郎將、郎將あり）の元慶を擢んで左玉鈴衛將軍、兼崑陵都護と為し、興昔亡可汗を襲い出咄陸部落を押ししむ。

■ [陳子昂の上疏] 麟台正字（光宅に秘書省を改めて麟台と為す。正字は正九品下、文字を刊正するを掌る）の射洪（射洪県は四川省嘉陵道射洪県、現・遂寧市射洪市）の陳子昂は上疏し、以為く、

「朝廷は遣使して四方を巡察せしむるは、（11-365p）任は其の人に非ざる可からず、及び刺史、縣令は、擇ばざる可からず。比年百姓は軍旅に疲れる、安んぜざる可からず。」

其の略に曰く、

「夫れ使いは人を擇ばざれば、則ち黜陟は明かならず、刑罰は中たらず、朋黨する者は進み、貞直なる者は退く。徒らに百姓をして道路を修飾し、往くを送り來たるを迎え使め、益する所無き也。諺に曰く『其の人を知らんと欲すれば、其の使う所を觀るべし。』慎まざる可からざる也。」

又た曰く、

「宰相は、陛下之腹心なり。刺史、縣令は、陛下之手足なり。未だ腹心手足無く而して能く獨り理むる者は有らざる也。」

又た曰く、

「天下に危機有り、禍福は之に因り而して生ず、機靜かなれば則ち福有り、機動けば則ち祝（続は禍）有り、百姓は是れ也。百姓安んずれば則ち其の生を樂しみ、安からざれば則ち其の死を輕んずる、其の死を輕んずれば則ち至らざる所無し、祿逆は鬻に乗り、天下は亂る矣！」

又た曰く、

「隋の煬帝は天下に危機有るを知らず、而して貪佞之臣を信じ、夷狄之利を収めんことを冀い、卒に以て滅亡せり、其の殷鑒為る、豈に大ならず哉！」

■ [僧の懷義は太后を背に無賴の徒を集める] 太后は故の白馬寺（漢の明帝の時、西城は白馬を以て仏教を負うて洛に送る。因りて白馬寺を洛城の雍闓の西に立つ）を修め、僧の懷義を以て寺主と為す。懷義は、鄆人なり、本姓は馮、名は小寶、藥を洛陽の市に賣る、千金公主（高祖の女）に因りて以て進み、幸を太后に得る。太后は禁中に入らせ令めんと欲し、乃ち度して僧と為し、懷義と名づける。又た其の家の寒微なるを以て、駙馬都尉の薛紹（太后の女なる太平公主に尚す）と族を合わせ令め、紹に命じて季父を以て之に事えしむ。出入に御馬に乗り、宦者十餘人は侍従し、士民の之に遇う者は皆な奔り避け、之に近づく者有れば、輒ち其の首を搦ちて流血し、之を委て而して去り、其の生死に任す。道士を見れば則ち意を極めて之を毆ち、仍ほ其の發を髡し而して去る。朝貴皆な匍匐して禮謁し、武承嗣、武三思は皆な僮僕之禮を執り以て之に事え、之が為に轡を執り、懷義は之を視ること人無きが若し。多く無賴の少年を聚め、度して僧と為し、縱横に法を犯し、人は敢えて言う莫し。右台（右肅政台）御史の馮思勛は屢々法を以て之を繩し、懷義は思勛に途に遇い、從者をして之を毆た令め、幾んど死せんとす。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝下垂拱二年（丙戌，686年）

■春，正月，太后は詔を下し政を皇帝に復す。睿宗は太后の誠心に非ざるを知り，奉表して固く讓る。太后は復た臨朝稱制す。辛酉（57-38+1=20日），天下に赦す。

■二月，辛未（7-7+1=1日）朔，日之を食する有り。

■李孝逸は左遷される右衛大將軍の李孝逸は既に徐敬業に克つ，聲望は甚だ重し。武承嗣等は之を惡み，數々太后に譖す，施州（漢の巫県。呉は巫を分けて沙渠県を立てる。北周は県に於いて施州を置く。隋は州を廢し，清江郡と為す。唐は復た施州を置く。湖北省荊南道恩施県，現・恩施トゥチャ族ミャオ族自治州恩施市）刺史に左遷す。

■意見箱の設置三月，戊申（44-37+1=8日），太后は命じて銅を鑄て匱（箱）を為り，之を朝堂に置き，以て天下の表疏銘を受けしむ（続は欠如）。其の東を「延恩」と曰い，賦頌を獻じ，仕進を求める者は（11-366p）之を投じる。南を「招諫」と曰う，朝政の得失を言う者は之を投じる。西を「伸冤」と曰い，冤抑有る者は之を投じる。北を「通玄」と曰い，天象の災變及び軍機の秘計を言う者は之を投じる。正諫（諫議大夫。垂拱元年に左右補闕各々一人，從七品上，左右拾遺各々二人，從八品上を置き，供奉諷諫を掌らしむ。行立は左右史の下に次す。左は門下省に屬し，右は中書省に屬す），補闕、拾遺一人に命じて之を掌らしめ，先ず識官（後世の保識の如し）を責め，乃ち表疏を投じるを聽す。

■魚保家は伏して誅せらる徐敬業之反する也，侍御史の魚承曄之子の保家は敬業に刀車及び弩を作るを教え，敬業は敗れ，僅に免かるを得る。太后は周く人間の事を知らんと欲し，保家は上書す，「請う銅を鑄て匱を為りて以て天下の密奏を受けん。其の器は共に一室と為し，中に四隔有り，上に各々竅有り，以て表疏を受ける。入る可く出す可からざらしめん。」太后は之を善しとする。未だ幾くもなくして，其の怨家は匱に投じ，告げる，「保家は敬業の為に兵器を作り，官軍を殺傷すること甚だ衆し」と，遂に伏して誅せらる。

■太后の疑心暗鬼太后は徐敬業之反するより，天下の人は多く己を圖るを疑い，又た自ら久しく國事を専らにし，且つ内行正しからざるを以て，宗室大臣は怨望し，心服せざるを知り，大いに誅殺して以て之を威さんと欲す。乃ち盛んに告密之門を開く，密を告げる者有り，臣下は問うを得ず，皆な驛馬を給し，五品の食を供し（四品・五品は常食料七盤，毎日細米二升，麪二升三合，避け一升半，羊肉三分，瓜兩顆，鹽鼓蔥薑葵韭の屬各々差有り），行在に詣ら使む。農夫樵人と雖も，皆な召見せられるを得，客館（鴻臚寺に屬す。典客、廩者をして之を廩給せしむ）に廩し，言う所は或は旨に稱えば，則ち不次に官に除せられ，實無き者は問わず。是に於いて四方の密を告げる者は蜂起し，人は皆な足を重ね息を屏く。

■索元禮らの密偵隊、拷問の考案胡人の索元禮という有り，太后の意を知り，密を告げるものに因りて召見し，擢んでて游撃將軍と為り，制獄を案ぜ令む。元禮の性は殘忍にして，一人を推すれば必ず數十百人を引か令む，太后は數々召見して賞賜し以て其の權を張る。是に於いて尚書都事（尚書都省に都事あり，諸司の主事令史を管す）の長安の周興、萬年の人の來俊臣之徒は之に效い，紛紛として繼ぎて起る。興は累遷して秋官侍郎に至り，俊臣は累遷して御史中丞に至り，相い與に私に無賴數百人を畜え，専ら密を告げるを以て事と為す。一人を陥れんと欲すれば，輒ち數處をして俱に告げ令め，事狀は一の如くならしむ。俊臣は司刑評事（光宅に，大理を改めて司刑と為す。評事は從八品，出で使して推勘するを掌る）の洛陽の萬國俊と共に《羅織經》數千言を撰し，其の徒に教え無辜を網羅し，反狀を織成し，構造佈置は，皆な支節有り。太后は密を告げ

る者を得れば、輒ち元禮等をして之を推せ令め、競いて訊囚の酷法を為り、大枷を作り(続は欠如)、「定百脈」、「突地吼」、「死猪愁」、「求破家」、「反是實」等の名號有り、或は椽(垂木)を以て手足を關し而して之を轉じ、之を「鳳皇曬翅(翼をさらす)」と謂う。或は物を以て其の腰を絆まといい、枷を引きて前に向わしめ、之を「驢駒拔擻」と謂う。或は跪きて枷を捧げ使め、甃(敷瓦)を其の上に累ね、之を「仙人獻果」と謂う。或は高木之上(続は無し)に立た使め、枷尾を引き後ろに向わしめ、之を「玉女登梯」と謂う。或は倒懸して石を其の首に縋し、或は醋を以て鼻に灌ぎ、或は鐵圈を以て其の首を轂(急に束ねる)し而して楔を加える、腦裂け髓出ずる者有るに至る。(11-367p) 囚を得る毎に、輒ち先ず其の械具を陳ねて以て之を示し、皆な戰慄して流汗し、風を望みて自ら誣う。赦令有る毎に、俊臣は輒ち獄卒をして先ず重囚を殺さ令め、然る後に宣示す。太后は以て忠と為し、益々之を寵任す。中外は此の數人を畏れ、虎狼よりも甚だし。

■ 〔陳子昂の諫言を聞かず〕 麟台正字の陳子昂は上疏して、以為く、

「事を執る者は徐敬業が亂の首となり禍いを唱えるを疾み、將に奸源を息め、其の黨與を究めんとし、遂に陛下をして大いに詔獄を開き、重く嚴刑を設け使め、跡は嫌疑に涉り、辭相い逮引する有れば、窮捕考按せざる莫し。奸人熒惑し、險に乗じて相い誣い、疑似を糾告し、爵賞を冀圖する有るに至り、恐らくは罪を伐ち人を吊う之意に非ざらん也。臣は竊に觀るに當今天下の、百姓安きを思うこと久し矣、故に揚州は逆を構え、殆んど五旬有り、而も海内晏然として、纖塵も動かず、陛下は玄默して以て疲人を救うを務めず、而して反りて威刑に任じ以て其の望みを失う、臣愚は闇昧にして、竊に大惑有り。伏して見るに諸方の告密の囚は百千輩を累ね、其の究竟するに及びては、百に一も實無し。陛下は仁恕にして、又た法を屈して之を容れ、遂に奸惡之黨をして意を快くして相い仇とせ使む、睚眦がいきさい之嫌いあれば即ち密有りと稱す、一人訟えられれば、百人獄に滿ち、使者は推捕し、冠蓋は市の如し。或は謂う陛下は一人を愛し而して百人を害す、天下喁喁として、寧所を知る莫し。臣は聞く隋之末代、天下は猶ほ平らかなり、楊玄感は亂を作し、月を逾えず而して敗れる。天下之弊は、未だ土崩に至らず、蒸人(民、李世民の諱を避ける)之心は、猶ほ業を樂しむを望む。煬帝は悟らず、遂に兵部尚書の樊子蓋をして専ら屠戮を行い(182 卷大業九年にあり)、大いに黨與を窮め使め、海内の豪士は、殃わざわいに罹かからざる無し。遂に殺人すること麻の如く、流血して澤を成すに至る、天下靡然として、始めて亂を為さんと思う、是に於いて雄傑並びに起こり而して隋族は亡ぶ矣。夫れ大獄一たび起こり、濫する無き能わず、冤人吁嗟すれば、和氣を感傷し、群生癘疫し、水旱之に隨う。人は既に失業し、則ち禍亂之心は怵然とし而して生ず矣。古者は明王は刑法を重慎し、蓋し此を懼れる也。昔漢の武帝の時に巫蠱の獄は起こり(22 卷漢の武帝の征和 23 年にあり)、太子をして奔走せ使め、兵は宮闕に交わり、無辜の被害者は千萬を以て數え、宗廟は幾んど覆らんとし、賴きいわいに武帝は壺關の三老の書を得、廓然として感悟し、江充の三族を夷げ、餘獄は論ぜず、天下は以て安し爾。古人は云う、『前事之忘れざるは、後事之師なり。』伏して願わくは陛下は之を念うべし！」

太后は聽かず。

■ 夏、四月、太后は大儀を鑄、北闕(玄武門外に在り)に置く。

■ 岑長倩を以て内史と為す。六月、辛未(7-5+1=3 日)、蘇良嗣を以て左相と為し、同鳳閣鸞台三品の韋待價を右相と為す。己卯(15-5+1=1 1 日)、韋思謙を以て納言と為す。

■ 〔蘇良嗣は懷義を毆打せしむ〕 蘇良嗣は僧の懷義に朝堂に遇い、懷義は偃蹇(驕る貌)して禮を為さず。良嗣は大いに怒り、左右に命じて摔曳(つかみ曳く)し、其の頬を批たしむること數十。懷義は太后に訴え、太后は曰く、

「阿師は當に北門に於いて出入すべし、南牙は宰相の往來する所、犯す勿れ也。」(11-368p)

■ **[太后は、懷義は巧思ありと]** 太后は託言す、

「懷義は巧思有り、故に禁中（禁×）に入り營造せ使む。」

補闕の長社（漢の県、隋は改めて潁川と曰う。武徳四年に旧に復し、許州を帯びる）の**王求禮**は上表して、以為く、

「太宗の時、**羅黑黑**というもの有り、善く琵琶を弾じ、太宗は聞して給使と為し、宮人に教え使む。陛下は若し**懷義**が巧性有るを以て、宮中に驅使せんと欲する者は、臣は請う之を聞せん、^{こいねがわ}庶くは宮闈を亂らざらん。」

表は寝ねて出でず。

■ **[突厥秋]** 九月、丁未（43-34+1=10日）、西突厥の**繼往絶可汗**之子の**斛瑟羅**を以て右玉鈴衛將軍と為し、**繼往絶可汗**を襲ぎ五弩失畢部落を押（領）せしむ。

■ **[俞文俊の流刑、誅殺]** 己巳（5+60-34+1=32日?）、雍州は言う、

「新豊縣（漢以来京兆に属す）の東南に山有りて踴出す」

と、新豊を改めて慶山縣と為す。四方は畢く賀す。江陵（荊州の県）の人の**俞文俊**は上書す、

「天氣は和せず而して寒暑並せ、人氣は和せず而して疣贅生じ、地氣は和せず而して堆阜出ず。今陛下は女主を以て陽位に處り、剛柔を反易す、故に地氣は塞隔し而して山變じて災いを為す。陛下は之を『慶山』と謂い、臣は以為うに慶に非ざる也。臣愚は以為うに宜しく身を側だてて徳を修め以て天譴に答えるべし。然らざれば、殃禍至らん矣！」

太后は怒り、嶺外に流し、後に六道使（205巻長寿二年にあり）の殺す所と為る。

■ **[突厥]** **[突厥入寇、黑齒常之は撃退]** 突厥は入寇し、左鷹揚衛大將軍の**黑齒常之**は之を拒む。兩井に至り、突厥三千餘人に遇う、唐兵を見、皆な馬を下りて甲を擲し、**常之**は二百餘騎を以て之を沖き、皆な甲を棄てて走る。日は暮れ、突厥は大いに至り、**常之**は營中をして火を燃やさ令む、東南に又た火有りて起き、虜は兵有りて相い應ずと疑い、遂に夜遁げる。

■ **狄仁傑**は寧州刺史と為る。右台監察御史の晉陵の**郭翰**は隴右を巡察し、至る所按劾する所多し、寧州の境に入り、耆老の刺史の徳美を歌う者は路に盈つ。**翰**は之を朝に薦し、征して冬官侍郎と為す。

令和6年12月10日 翻訳開始 12177文字

令和6年12月22日 翻訳終了 26452文字